

技術監理監

上司の命を受け、水道事業及びガス事業の分野における技術に関する総括を行うとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。

第 5 条第 1 号中シ及びスを削り、同条第 2 号中「水道部」を「水道ガス部」に改め、同号に次のように加える。

- カ ガス事業の総合計画に関すること。
- キ ガス施設に関すること。
- ク ガスの工事にに関すること。
- ケ ガス供給に関すること。
- コ ガスの保安に関すること。
- サ ガス小売りの自由化対策に関すること。
- シ 水道及びガスの販売促進に関すること。

第 5 条第 3 号に次のように加える。

- カ 下水道の普及促進に関すること。

第 5 条第 4 号を削る。

第 6 条総務係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

局の広報活動に関すること。

第 7 条中第 1 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 1 号とし、第 9 号から第 13 号までを 7 号ずつ繰り上げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

料金及び使用料の原価計算に関すること。

第 7 条中第 14 号を第 8 号とし、第 15 号から第 22 号までを 6 号ずつ繰り上げる。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条第 7 号、第 9 号、第 10 号及び第 12 号中「こと」の次に「(下水道使用料対策室の所管に属するものを除く。)」を加え、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(ガス計画管理課の分掌事務)

第 12 条 ガス計画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画調整係

- ガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ガス事業計画の策定に関すること。
- ガス施設の企画及び調査に関すること。
- ガスの購入及び託送供給に関すること。
- 天然ガスの利用促進に関すること。
- ガス技術者試験に関すること。
- 課の一般庶務に関すること。

建設係

- 拡張工事、改良工事及び特殊工事の設計及び施工に関すること。
- ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工に関すること。

改良係

経年本支管等の改良工事の設計及び施工に関すること。

第 16 条から第 19 条までを削り、第 15 条を第 19 条とし、第 14 条を第 18 条とする。

第 13 条業務管理係の項第 8 号中「事業用排水」を「事業用排水等」に改め、同条を第 17 条とし、第 12 条の次に次の 4 条を加える。

(お客様設備課の分掌事務)

第 13 条 お客様設備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 開発事業に伴う供給申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関すること。
- 指定給水装置工事業業者、下水道排水設備指定工事店及び指定ガス工事店に関すること。
- 給水装置、排水設備及びガス供給装置工事の受付、審査及び清算に関すること。
- 道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関すること。
- 公共汚水ますの設置に関すること。
- 水洗便所等の改良助成に関すること。
- 自家用汚水ポンプ施設設置等補助に関すること。
- 排水設備の設計基準に関すること。
- 水道、下水道及びガス配管図等の照会に関すること。

給水装置、排水設備及びガス供給装置に係る工事の検査に関すること。

給水装置、排水設備及びガス供給装置に係る工事の検査に伴う技術指導に関すること。

課の一般庶務に関すること。

(営業推進課の分掌事務)

第14条 営業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道及びガスに係る市場調査及び企画立案並びに営業に伴う調査及び研究に関すること。

ガスの需要開発及び普及サービスに関すること。

ガス事業関連会社との連絡調整に関すること。

課の一般庶務に関すること。

(安全サービス課の分掌事務)

第15条 安全サービス課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道及びガスの保安管理に関すること。

課の一般庶務に関すること。

(ガス施設課の分掌事務)

第16条 ガス施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

保全係

ガス施設に係る災害防止に関すること。

需要家の保安に関すること。

経年埋設供給管及び内管対策に関すること。

保安に係る教育及び訓練に関すること。

業務用無線設備の維持管理に関すること。

課の一般庶務に関すること。

供給係

ガス整圧器、バルブ及び電気防食施設の改良工事の設計及び施工並びに維持管理及び計画に関すること。

ガバナ遠隔監視制御システムの維持管理及び運用に関すること。

液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。

ガス施設の占用許可申請及び用地管理に関すること。

維持係

本支管の維持管理及び補修に関すること。

本市ガス事業以外の事業に起因するガス本支管等に係る工事(次号において「他工事」という。)の受付、協議、立会及び巡回に関すること。

他工事に係る本支管等の移設工事の設計及び施工に関すること。

第20条浄水課の項を削り、同条施設整備課の項の次に次のように加える。

浄水課

浄水施設の運転の維持及び管理の総括に関すること。

全浄水場の浄水技術の承継に関すること。

柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水作業に関すること。

柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水施設(構内及び浄水場に直結した配水池に限る。)の維持管理に関すること。

柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水施設(構内に限る。)の電気設備の保守点検及び整備に関すること。

柳が崎浄水場の構内の取締りに関すること。

課の一般庶務に関すること。

第21条経営戦略室の項を次のように改める。

経営戦略室

同の事業の総合計画に関すること。

水道事業、下水道事業及びガス事業の基本計画の総合調整に関すること。

水道事業、下水道事業及びガス事業の経営戦略に関すること。

経営に伴う企画、調査及び研究に関すること。

料金及び使用料の制度の調査及び研究に関すること。

料金改定の総合調整及び料金設定に関すること。

各事業の運営に関する資料の収集に関すること。

諸統計及び業務状況の公表に関すること。

室の一般庶務に関すること。

第21条ガス普及促進室の項を削り、同条工事検査室の項の次に次のように加える。

下水道使用料対策室

- 下水道使用料の徴収（下水道使用料の賦課に遺漏があったものに限る。）に関する事。
- 納入通知書の発送（下水道使用料の賦課に遺漏があったものに限る。）に関する事。
- 下水道使用料の督促及び滞納整理（下水道使用料の賦課に遺漏があったものに限る。）に関する事。
- 下水道使用料の不納欠損処分（下水道使用料の賦課に遺漏があったものに限る。）に関する事。
- 室の一般庶務に関する事。

ガス自由化対策準備室

- ガスの小売り全面自由化に係る総合企画及び総合調整に関する事。
- 室の一般庶務に関する事。

ガス普及促進室

- ガスの普及促進に関する事。

第22条膳所浄水場の項各号中「膳所浄水場」の次に「及び新瀬田浄水場」を加え、同条新瀬田浄水場の項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市企業局事務分掌規程第 3 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下この項において同じ。）（第 4 項に規定する職を除く。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

企業総務部営業推進課	水道ガス部営業推進課
水道部水道計画管理課	水道ガス部水道計画管理課
水道部水道施設課	水道ガス部水道施設課
水道部浄水管理センター浄水課	水道ガス部浄水管理センター浄水課
水道部浄水管理センター浄水課真野浄水場	水道ガス部浄水管理センター浄水課真野浄水場
水道部浄水管理センター浄水課膳所浄水場	水道ガス部浄水管理センター浄水課膳所浄水場
水道部浄水管理センター施設整備課	水道ガス部浄水管理センター施設整備課
水道部浄水管理センター水質管理課	水道ガス部浄水管理センター水質管理課
ガス部ガス計画管理課	水道ガス部ガス計画管理課
ガス部お客様設備課	水道ガス部お客様設備課
ガス部安全サービス課	水道ガス部安全サービス課
ガス部ガス施設課	水道ガス部ガス施設課

- 3 施行日の前日においてガス部安全サービス課指令室長を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、水道ガス部安全サービス課指令室長を命ぜられたものとみなす。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

水道部水道計画管理課建設係	水道ガス部水道計画管理課建設係
水道部水道施設課維持係	水道ガス部水道施設課維持係
水道部水道施設課改良係	水道ガス部水道施設課改良係
水道部水道施設課配水係	水道ガス部水道施設課配水係

水道部浄水管理センター施設整備課建設係	水道ガス部浄水管理センター施設整備課建設係
ガス部ガス計画管理課建設係	水道ガス部ガス計画管理課建設係
ガス部ガス施設課供給係	水道ガス部ガス施設課供給係
ガス部ガス施設課維持係	水道ガス部ガス施設課維持係

大津市企業局管理規程第 3 号

大津市企業局事務決裁規程 (昭和 60 年企業局管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 5 条の 2 第 2 項中「水道事業長」を「水道ガス事業長」に、「水道事業に」を「水道事業及びガス事業に」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 技術監理監は、局長又は次長の命を受け、水道事業及びガス事業の分野における技術に関する総括を行うとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、技術監理監は、局長が定めるものについては次長と同等の職務権限を行使するものとする。

別表第 1 号の表 3 の部 17 の項第 1 号中「経営経理課長」を削り、同部 18 の項中

「	企業総務課 長 経営経理課 長	経営経理課 長の合議 は、広報に 関するもの に限る。	を	企業総務課 長	」	に改め、別表第 2 号の表営業推進課の部
---	--------------------------	---	---	------------	---	----------------------

を削り、同号の表料金収納課の部 2 の款中「事務」の次に「(下水道使用料対策室の所管に属するものを除く。) 」を加え、同部の次に次のように加える。

下水道使用料対策室	1 下水道使用料の徴収に関する事務 (下水道使用料の賦課に遺漏があったものに限る。)	1 差押 (参加差押を含む。) の決定 重要なもの その他のもの 2 差押解除の決定 3 交付要求及び交付要求解除の決定 4 公売の決定 重要なもの その他のもの 5 売却の決定及び取消し 6 配当金の配当及び請求の決定 7 徴収の囑託又は受託の決定						
ガス計画管理課	1 外管責任技術者及び外管工事士に関する事務	1 試験の実施及び合否の決定						企業総務課 長 お客様設備課長
お客様設備課	1 給水、排水及びガス供給に関する事務	1 申請への回答 負担金工事 ア 負担金を要するもの イ 負担金を要しないもの 負担金工事以外のもの ア 重要なもの						経営経理課 長

		イ 一般的なもの 2 開発に伴う水道又は下水道の承認工事の決定						水道計画管理課長 水道施設課長 下水道計画管理課長	水道計画管理課長及び水道施設課長の合議は水道に関するものに、下水道計画管理課長の合議は下水道に関するものに限る。
	2 指定給水装置工事事業者に関する事務	1 業者の指定並びにその効果の取消し及び停止						企業総務課長 契約監理課長	
	3 下水道排水設備指定工事店に関する事務	1 工事店の指定並びにその効果の更新、取消し及び停止						企業総務課長 契約監理課長	
	4 指定ガス工事店に関する事務	1 工事店の指定並びにその効果の更新、取消し及び停止 2 外管責任技術者及び外管工事士の登録並びにその効果の更新及び取消し						企業総務課長 契約監理課長 企業総務課長	
営業推進課	1 ガス供給契約に関する事務	1 ガス供給契約の締結特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの						経営経理課長 経営経理課長	

別表第 2 号の表ガス計画管理課及びお客様設備課の部を削る。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 4 号

大津市企業局指令室設置規程（平成 6 年企業局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

技師

第 2 条第 3 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第 3 条第 5 項中「主任」の次に「及び技師」を加える。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 5 号

大津市企業局文書取扱規程（昭和 30 年公営企業部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 4 条第 1 項中「工事検査室」の次に「、下水道使用料対策室、ガス自由化対策準備室」を加える。

別表調査、研究、統計に関する文書の項中「経営経理課」を「経営戦略室」に改め、同表企業局の発行する刊行物等の項中「経営経理課」を「企業総務課」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 6 号

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

水道ガス事業長

第 3 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

技術監理監

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 7 号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 2 条第 6 項中「料金課又は下水道計画管理課」を「料金収納課、下水道計画管理課又は下水道使用料対策室」に改める。

第33条各号を次のように改める。

水道予納金

預り諸税

預り保証金

契約保証金

料金還付金（下水道事業会計にあっては、使用料還付金）

その他預り金

別表第 2 第 1 号中

「

--	--

契約保証金	
-------	--

を

」

「

契約保証金	
料金還付金	

に

改め、同表第 2 号中

「

--	--

	電話加入権
--	-------

を

」

「

	電話加入権
預託金	
	自動車リサイクル預託金

に、

」

「

--	--

契約保証金	
-------	--

を

」

「

--	--

契約保証金	
使用料還付金	

に

」

改め、同表第 3 号中「預り納付金」を「預り諸税」に、

「

--	--

契約保証金	
-------	--

を

」

「

--	--

契約保証金	
料金還付金	

に

」

改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。